

Ⅲ. 金又は白金の地金の課税仕入れを行った場合に保存する本人確認書類の見直し

事業者が「金又は白金の地金」の課税仕入れを行った場合に、仕入税額控除制度の適用を受けるために保存が必要な課税仕入れの相手方（売却者）の本人確認書類について、在留カードの写し並びに国内に住所を有しない者の旅券の写し及び官公署から発行・発給された書類その他これらに類するもの又は写しが除かれることとなりました。

○改正後の取扱い

課税仕入れの相手方の区分		在留カードの写し	旅券の写し	官公署から発行・発給された書類 その他これらに類するもの又は写し
個人	国内に住所を有する方	×	○	○
	国内に住所を有しない方	×	×	×（※）

（注）氏名及び住所の記載があるものに限りです。

※ 官公署から発行・発給された書類のうち、「戸籍の附票の写し、印鑑証明書又はこれらの写し」や「国民健康保険、健康保険の被保険者証等の写し」、「国民年金手帳等の写し」、「運転免許証又は運転経歴証明書の写し」、「特別永住者証明書の写し」、「国税・地方税の領収証書、納税証明書、社会保険料の領収証書又はこれらの写し」は、改正後も本人確認書類の対象となります。本人確認書類の範囲等の詳細については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（平成31年4月）（令和3年4月改訂）」のページをご覧ください。

【適用開始時期】 **令和3年10月1日以後**に行われる課税仕入れから適用されます。

～総額表示の義務付け～

課税事業者が消費者に対して商品等の販売、役務の提供などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。

総額表示の義務付けについては、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」第10条により、平成25年10月1日から令和3年3月31日までの間、一定の措置を講じることにより税込価格を表示することを要しないこととする特例が設けられていましたが、令和3年4月1日以降は、税込価格の表示が必要となります。

※ 総額表示の義務付けについては、国税庁ホームページのタックスアンサー（NO.6902）及び財務省ホームページをご覧ください。

～輸出物品販売場における免税販売手続の電子化～

令和3年10月1日以降、輸出物品販売場において免税販売を行うためには、免税販売手続の電子化に対応する必要があります。

なお、未対応の場合には、令和3年10月1日以降は免税販売を行うことはできません。

- ※1 免税販売手続については令和2年4月1日から電子化に対応することが求められていますが、経過措置として令和3年9月30日まで従来の書面による手続も可能です。
- 2 電子化に対応するためには、システムの準備や税務署への届出書の提出が必要となります。なお、届出書はe-Taxで提出可能となっておりますので、是非ご利用ください。
- 3 免税販売手続の電子化については、国税庁ホームページの「輸出物品販売場の免税販売手続電子化について」のページをご覧ください。

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。